

宮崎地方法務局各庁別登記完了予定日

（ 令和7年7月16日（水） ～ 令和7年8月1日（金） 申請分 ）

申請日	登記完了予定日						
	登記の種類	庁名					
		本局	都城支局	延岡支局	日南支局	高鍋出張所	小林出張所
7月16日（水）	不動産（権利）	7月24日（木）	7月23日（水）	7月30日（水）	7月25日（金）	7月23日（水）	7月22日（火）
	不動産（表示）	7月25日（金）	7月23日（水）	7月28日（月）	7月25日（金）	7月23日（水）	7月22日（火）
	商業・法人	8月1日（金）	-	-	-	-	-
7月17日（木）	不動産（権利）	7月25日（金）	7月24日（木）	7月31日（木）	7月28日（月）	7月24日（木）	7月23日（水）
	不動産（表示）	7月28日（月）	7月24日（木）	7月29日（火）	7月28日（月）	7月24日（木）	7月23日（水）
	商業・法人	8月4日（月）	-	-	-	-	-
7月18日（金）	不動産（権利）	7月28日（月）	7月25日（金）	8月1日（金）	7月29日（火）	7月25日（金）	7月24日（木）
	不動産（表示）	7月29日（火）	7月25日（金）	7月30日（水）	7月29日（火）	7月25日（金）	7月24日（木）
	商業・法人	8月5日（火）	-	-	-	-	-
7月22日（火）	不動産（権利）	7月29日（火）	7月29日（火）	8月1日（金）	7月30日（水）	7月28日（月）	7月25日（金）
	不動産（表示）	7月30日（水）	7月28日（月）	7月31日（木）	7月30日（水）	7月28日（月）	7月25日（金）
	商業・法人	8月6日（水）	-	-	-	-	-
7月23日（水）	不動産（権利）	7月30日（水）	7月30日（水）	8月4日（月）	7月31日（木）	7月29日（火）	7月28日（月）
	不動産（表示）	7月31日（木）	7月29日（火）	7月31日（木）	7月31日（木）	7月29日（火）	7月28日（月）
	商業・法人	8月7日（木）	-	-	-	-	-
7月24日（木）	不動産（権利）	7月31日（木）	7月31日（木）	8月5日（火）	8月1日（金）	7月30日（水）	7月29日（火）
	不動産（表示）	8月1日（金）	7月30日（水）	7月31日（木）	8月1日（金）	7月30日（水）	7月29日（火）
	商業・法人	8月7日（木）	-	-	-	-	-
7月25日（金）	不動産（権利）	8月1日（金）	8月1日（金）	8月6日（水）	8月5日（火）	7月31日（木）	7月30日（水）
	不動産（表示）	8月4日（月）	7月31日（木）	8月1日（金）	8月5日（火）	7月31日（木）	7月30日（水）
	商業・法人	8月7日（木）	-	-	-	-	-
7月28日（月）	不動産（権利）	8月4日（月）	8月1日（金）	8月7日（木）	8月5日（火）	8月1日（金）	7月31日（木）
	不動産（表示）	8月5日（火）	8月1日（金）	8月4日（月）	8月5日（火）	8月1日（金）	7月31日（木）
	商業・法人	8月7日（木）	-	-	-	-	-
7月29日（火）	不動産（権利）	8月5日（火）	8月4日（月）	8月8日（金）	8月7日（木）	8月4日（月）	8月1日（金）
	不動産（表示）	8月7日（木）	8月4日（月）	8月6日（水）	8月7日（木）	8月4日（月）	8月1日（金）
	商業・法人	8月8日（金）	-	-	-	-	-
7月30日（水）	不動産（権利）	8月6日（水）	8月5日（火）	8月8日（金）	8月8日（金）	8月5日（火）	8月4日（月）
	不動産（表示）	8月12日（火）	8月6日（水）	8月7日（木）	8月8日（金）	8月5日（火）	8月4日（月）
	商業・法人	8月8日（金）	-	-	-	-	-
7月31日（木）	不動産（権利）	8月7日（木）	8月6日（水）	8月8日（金）	8月12日（火）	8月6日（水）	8月5日（火）
	不動産（表示）	8月13日（水）	8月7日（木）	8月7日（木）	8月12日（火）	8月6日（水）	8月5日（火）
	商業・法人	8月8日（金）	-	-	-	-	-
8月1日（金）	不動産（権利）	8月8日（金）	8月7日（木）	8月12日（火）	8月13日（水）	8月7日（木）	8月6日（水）
	不動産（表示）	8月14日（木）	8月7日（木）	8月12日（火）	8月13日（水）	8月7日（木）	8月6日（水）
	商業・法人	8月8日（金）	-	-	-	-	-

【必ずお読みください】

登記完了予定は、登記申請日の申請時刻と同時刻を予定しています（申請日と登記完了予定日が同日の場合、午前中の申請分が当日中に完了予定）。

なお、次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備等がある場合
- 土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店（主たる事務所）移転等をする場合
- 昨年の日向灘地震に伴う地図情報システムのパラメータ変換作業実施につき、土地の地図情報の処理を伴う表示登記申請の事務処理を停止いたしますので、当該事件の完了について遅滞が生じます。

★完了予定日は毎日更新しています。翌日午前10時以降に再度御確認ください。

【郵便等により登記申請をされた場合】

申請書が法務局に配達された日（配達日）が申請日となります。配達日の確認をされる場合は日本郵政の郵便追跡サービスを御利用ください。

【オンラインにより登記申請をされた場合】

添付書面が法務局に配達された日（配達日）を申請日とみなし、登記完了予定日を御確認ください。配達日の確認をされる場合は日本郵政の郵便追跡サービスを御利用ください。